

第 31 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 22 年 2 月 20 日（土）

13：00～15：20

場 所：アスパム 4 階 十和田

司 会： 定刻となりました。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から「第 31 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催します。

まず、本日の資料の御確認をお願いします。

本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、次第及び資料 2、資料 3、資料 4 の 1～2、資料 5、資料 6、資料 7 の 1～2、資料 8 の 1～4、資料 8 の 6、そして資料 9 でございます。

また、本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料 1、資料 8 の 5 がございます。

不足など、ございませんでしょうか。

開会に先立ちまして、新しい委員の御紹介をいたします。

この度、二戸市長に御就任された小保内敏幸委員です。小保内委員から、自己紹介を兼ねまして、御挨拶をお願いします。

小保内委員： こんにちは。小保内でございます。

私、以前は市の職員でありまして、最初のこの現場の強制捜査の時、現場に立ち会った者でございます。そして、小原市長が委員として八戸市でこの協議会に出席する度に、私は、生活環境部長としてお供させていただきまして、勉強させていただきました。

そして今回、委員として、またこの場に立つことができました。何か、この協議会というか、不法投棄に縁があるなと思っております。

青森県側は、もう再生計画に入っておりまして、いろいろと参考になるものを勉強し、隣り合わせというか、同じ現場に土地を持つ者として、我々も是非、再生に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも、よろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして、蝦名副知事からご挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は、御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、岩手県二戸市の小保内市長さんには、御当选誠にめでたうございました。また、御出席を賜りまして、本当に感謝申し上げたいと思います。

さて、県境不法投棄産業廃棄物の今年度の撤去量は、2月16日時点で20万トン余りとなり、年度末には22万トンを超える見込みとなっています。

また、累計では50万5千トンを超え、順調に撤去作業が進んでおり、これもひとえに委員の皆様、そして地域住民の方々の御理解と御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

今、バンクーバーでは、オリンピックが行われておりまして、チーム青森がカーリングに出場しておりますが、あのカーリングを見ていますと、前半の5回はさておいて、やっぱり、7、8、9が勝負どころだと思っております。

我々の田子の産廃につきましても、やっと今、5回を終って、これから6回、そして大事な7、8、9回に入るといってございまして。私共としても、気を抜かないで、これまで以上に誠心誠意取り組んで参りたいと考えております。

さて、本日の協議会では、各種報告事項のほか、「平成22年度環境モニタリング計画（案）」や「不法投棄現場・環境再生計画（案）」などについて、御協議いただくこととしています。

特に、不法投棄現場の環境再生につきましても、これまで約2年半にわたり御協議いただき、本日、最終の計画（案）をお示しできることになりました。

古市会長さんをはじめ、委員各位の御協力と御尽力に改めて深く感謝申し上げますとともに、計画に基づく今後の検討に際しましても、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶いたします。

平成22年2月20日、青森県知事 三村申吾 代読。

司 会： それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、議長席へお移り願います。

古市会長： 皆様、こんにちは。

今日は、かなり吹雪いておりますけども、お足元の悪い中、また年度末の大変お忙しい中ご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

ただ今、蝦名副知事の御挨拶がございました。

折角、副知事がいらしてくださいましたので、いつも言っていることですが、一言、再度お願いしたいと思います。

1つ目は、先ほど、御挨拶にもありましたように、50万5千トンの撤去が済

んで、県はじめ皆様のお陰で順調に撤去が進んでおります。そういう意味では、修復計画は、もう十分にこのままいけばいいんじゃないかなと安心しております。副知事から、まだ5回で、7、8回があるというお話ではございましたが、その辺は、しっかりわきまえながらやりたいと思います。

実は、この協議会の役割、当初、この協議会が設立されました折は、修復計画プラス環境再生計画までも入れるんだと。補助対象は、確か、国の方は修復計画しか入っていません。ですけども、県は意欲を持って、環境再生までやるんだという意気込みで、所掌範囲に入れていただきました。ということですね。

ですから、もう1度原点にかえて、これからその方面をしっかりやりたいということが1点目。

2点目は、当協議会の位置付けとしまして、正確には、諮問機関ではないんですね。最初にその位置付けを掲げてありますが、しかし諮問機関と同格であるという認識を知事からいただいております。ですから、知事に助言するというのが、この協議会の役割でございます。この辺も、しっかりもう1度原点に戻って思い出していただきたいということでございます。

その辺で、折角、上手くいっているのに、これから更にプラス効果として、青森県の姿勢を全国に発信していくためには、画竜点睛を欠くことでは困ると。しっかりと環境再生計画に繋げていかないといけないと思っております。

そういう意味では、田子町民は、青森県民であるわけです。青森県は、日本国民であるわけですね。当たり前のことを申し上げておりますが、何が言いたいかと言いますと、この日本のために、日本の不法投棄を無くすために、やはり一丸となって頑張らなければいけないんだと。責任は、皆にあるのだと。

それは、当然ながら、不法投棄をした原因者に責任がございます。でも、起こってしまったことに対して、いかに真摯な態度で、それに立ち向かって修復し、さらにその経験を生かしていくかは、我々の責務だと思うんですね。そういう時に、県民だ、町民だというのではなく、日本国民として、日本の税金が投入されているわけです。

ですから、450億、国の方からは半分ぐらいかも分かりませんが、それだけの税金を投入しているんだということを自覚を、やはりいつまでも、最後まで持つ必要があるんじゃないかと、私は思っております。

ですから、今、頑張ろうとしている皆さんの灯を絶やさないようにしていただきたいということです。

当たり前のことばかり申し上げて、今更、何を言っているんだというふうに笑われるかも知れませんが、やはり、先ほどのカーリングじゃないですけど、5回までは様子を見たよと。これからは勝負だよということを再度確認いたしまして、これからはもしっかり24年に向けて頑張りたいと思いますので、県の

方々、および協議会の皆様、よろしくお願ひいたします。

では、座って進めさせていただきます。

司 会： 大変恐縮ではございますが、蝦名副知事は所用により、ここで退席させていただきます。

古市会長： よろしくお願ひいたします。

では、今日の協議内容、議事次第に則りまして進めさせていただきます。

今日も時間が、実はあまりありませんで、私は、4時40分の飛行機でして、遅くても3時半には終わっていただければと思っております。

今日は、大きく報告事項と協議事項がございます。協議事項の方が後半になっておりまして、順番が、モニタリング計画が先で、環境再生の検討が2番目になっております。今日、貴重な御意見をいただくために、田子町長の松橋委員にお聞きしたいと思っておりますが、2時半にどうしても退席なさらないといけないということでございますので、協議事項につきましては、順番を替えて進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。予定は3時でございますので、3時に終わるようにいたします。

終わらない場合は、どうぞ先にお帰りください。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

では、1番最初の廃棄物の撤去実績について、資料1に基づきまして、事務局からよろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、資料1をご覧ください。

廃棄物の撤去実績についてでございます。平成22年2月16日現在を掲げております。

前回は、11月の途中までの御報告でしたので、今回は、11月分から御報告いたします。

11月分は、19日、1,403台で16,680トン余を撤去しております。その処理方法別のその他破碎処理量17.08トンと書かれておりますが、これは、掘削選別の際に分離されたコンクリート殻を委託処理したものでございます。

12月分は、18日、1,542台、18,162トン余となっております。

1月分は、18日、1,436台、16,839トン余。

2月分、11日、952台、10,974トン余となっております。

同じく、処理方法別のその他の所に1月分、106.44、2月分、82.31トンと入っておりますが、これは、後ほど、資料2で説明いたしますコンクリート塊を処理したわけですが、そのコンクリート塊の被覆していたコンクリートを剥

がして、それを処理したという数字でございます。

平成 21 年度の実績としましては、先ほど、副知事からもありましたように 20 万を超えまして、20 万 286 トン余となっております。処理方法別では、埋立処理量が 51%、焼却処理量が 48.9%、その他が 0.1%となっております、累計では、50 万 5,445 トン余となっております。

下の左側の表は、月別の撤去実績を、これまでの撤去実績を示しております。

下の右側ですが、当初、19 万 4 千トンという撤去目標を 21 年度は掲げておりました。それに対する進捗率は 103.2%ということで、超過しております。この関係で、超過した分が 24 年度の残量から減っていくという状況でございます。

資料 1 につきましては、以上です。

古市会長： ありがとうございます。

何か、ご質問等、ございますでしょうか。順調におやりになっているということです。かなりあれですよ、累計では埋立処理量の部分が、焼却の 6 割ぐらいになってきたんですね。かなり増えてきたようです。ありがとうございます。

では次、資料の 2 番目につきまして、コンクリート塊等の処理について、お願いいたします。

事務局： 資料 2 をご覧ください。

コンクリート塊の処理について御報告いたします。

平成 20 年度以降確認されましたコンクリート塊封入ドラム缶等につきまして、県境不法投棄現場内における被覆コンクリートと封入ドラム缶を仕分けする破砕分別処理等が、1 月 29 日に終了し、現在、産業廃棄物処理施設において、内部のドラム缶の内容物を焼却焼成処理しております。

2 番でございます。契約業者につきましては、奥羽クリーンテクノロジーを代表とします 3 社の共同企業体となっております。契約金額につきましては、1,680 万円。契約期間につきましては、昨年 12 月 24 日から今年の 3 月 31 日までということになっております。

処理の概要とスケジュールでございます。1 月 14 日から 1 月 29 日にかけて、不法投棄現場におきまして、ドラム缶とコンクリート塊を分ける破砕分別処理、それからコンクリート屑等の洗浄が終了いたしました。1 月 20 日から 2 月 4 日まで、内部のドラム缶の搬出が終了しております。1 月 21 日から 3 月中旬までの予定で、ドラム缶の内容物の焼却焼成処理をしております。昨日までで概ね 6 割の焼却が終了している状態でございます。

6番、処理数量でございます。コンクリート塊封入パラジクロロベンゼン等が、平成20年度以降発見されましたものが189個ということです。7月25日の協議会で194個と報告しておりましたが、現場で個数を数える際に、再度ナンバリングしてチェックをかけた際に重複がございまして、5本ほど少なくなっております。

2つ目でございます。コンクリート被覆のないドラム缶入りの黒色固形物は66個でございます。9月12日と10月5日に同じ隣接した場所から確認されておりまして、7月25日に報告したものに比べて、20個増えております。処理数量につきましては、合わせて255個という形になります。

下の写真をご覧ください。左側の写真は、現場におけるコンクリート塊の破碎処理作業でございます。コンクリート用の破碎機、重機の先端に付けるハサミでございますが、コンクリート用の破碎機の先端部分でコンクリートを挟み込んで破碎します。ドラム缶を割らないように、穴をあけないように注意しながら破碎するというので、綺麗にドラム缶とコンクリートを分けるという作業をしております。

それから、右の方の写真でございます。これにつきましては、焼却処理施設におきまして、ドラム缶と中の固形物を仕分けするために、ドラム缶をカッターで切断している状況でございます。この中身につきましては、焼却処理をしております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

如何でしょうか。合計255個のドラム缶等が発見されて、処理を行っていたいただいておりますが、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

3つ目の報告事項で、地山の分析結果（第2回）についてです。これにつきまして、御報告をよろしく願いたします。

事務局： 資料3をご覧ください。地山の分析結果（第2回目）につきまして、御報告いたします。

平成21年9月28日に実施いたしました、2回目の地山確認の後、9月30日から10月2日及び10月23日に当該地山の試料を採取し分析を行っていましたが、その結果が判明いたしました。

調査範囲でございます。30m区画で9区画ということでございます。次のページをご覧ください。次のページの黄色い部分、上の図の右と左の黄色部分を中心とした所に緑の太枠で囲んでいる部分、これが今回の調査区間になります。

す。

調査内容につきましては、第1回目と同じ内容になります。

まず、揮発性有機化合物VOCの調査でございます。これにつきましては、最初に30m区画ごとに1地点で表層ガスの調査を実施いたしました。

2番目として、VOCが検出された30m区画を細分した10m区画にし、9つに分割したものでございます。この区画で表層ガス調査を実施いたしました。

(2)番目でございます。重金属等調査につきましては、30m区画に1検体とし、これは5地点の試料を混合するというやり方にしており、この混合試料で調査をすることになります。これで表層土壌調査を行いまして、重金属等进行分析いたしました。それから、土壌環境基準値を超過した30m区画につきまして、先ほどと同様、細分した10m区画ごとに表層土壌調査を行い、基準値超過項目について分析しております。

分析結果でございます。VOCのうちベンゼンが10m区画の1区画の表層で判断基準である0.05ppmを超過して検出されました。それから、重金属等のうち、鉛が10m区画の3区画の表層で土壌環境基準値である0.01mg/lを超過いたしました。

次のページ、先ほどの図面の下の方を見ていただきたいと思います。現場の1番東側と言いますか、入り口に近い部分、この部分が今回の超過確認ポイントでございます。中央部分の①という部分でベンゼンが発見されました。それから、周辺の②、⑥、⑧という部分で、環境基準を僅かに超える鉛が検出されております。

詳細データにつきましては、その次のページに書いております。別表の方に入っております。ベンゼンの超過ポイントということで、b15-s3①の部分。それから重金属等につきましては、1番下の所に書いてあります、10m区画の部分、ピンクの色を付けた部分が超過項目でございます。

最初のページに戻っていただきます。

今後の対応でございます。今回、VOCが検出されず、重金属等が土壌環境基準値以下であった30m区画の8区画と10m区画の5区画につきましては、廃棄物の撤去完了となります。

今回、ベンゼンが検出され、または鉛が環境基準値を超過した10m区画の4区画、及び第1回目の調査で鉛が環境基準値を超過した10m区画の2区画につきましては、今後、深度方向に1m間隔で分析し、基準値超過区間を確認することになります。

2ページ目の図に戻っていただいて、上の方の図でございますが、第1回目の部分が真ん中の灰色の部分にあるピンクの部分です。第2回目の部分は、右側のピンクの部分ということで、このような形で超過部分が今のところ分布し

ているのが確認されております。

以上で報告を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

地山の分析結果が出まして、ベンゼンと鉛が出ているという分析結果でございます。

如何でしょうか。この辺の所は、現地で市民の方も一緒にサンプル地点を選んで分析していただいたという形になっております。

如何でしょうか。

手順に従うと、さらに深度1 m区画ごと下げていって、どこまで浸透しているかという検査をこれから続けていくということになりますね。

よろしいですか。ありがとうございます。

4つ目の報告事項でございます。農作物・魚類のダイオキシン類調査結果についてです。これは、資料4-1、4-2ですね。続けてお願いしたいと思っております。

事務局： それでは、資料4-1、農作物のダイオキシン類調査結果について御報告いたします。

趣旨ですが、県では、地元田子町からの要望を受け、田子町の主要な農作物である枝豆、水稻、にんにくの安全性を確認し、風評被害を未然に防止するため、平成15年度より、それぞれ3地点、熊原川上流域、現場付近、熊原川下流域で収穫されたものについて、ダイオキシン類調査を行っております。

本年度も、これらの主要な農作物のダイオキシン類調査を実施いたしました。

2にそれぞれの検体採取日を、3に調査結果を示してあります。

また、平成21年度調査結果の右側に昨年度の結果とこれまでの結果を記載し、また下の点線の枠の所に国が実施した結果を記載しております。

調査結果は、これまでの調査結果と同様に十分低い値でした。

引き続きまして、資料4-2、魚類のダイオキシン類調査結果について御報告いたします。

県では、不法投棄現場下流の杉倉川、熊原川に生息する魚類のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、平成16年度より、イワナ・ヤマメ・ウグイの順で1年に1種類ずつ魚類のダイオキシン類濃度の調査を行っております。本年度は、ウグイの調査予定でしたが、ウグイの採取ができませんでしたので、ヤマメのダイオキシン類調査を実施いたしました。検体採取日は、21年の9月の下旬です。

調査結果は、表に記載のとおりですが、1.8pg-TEQ/g-wet と右側にこれまで

調査結果を記載しておりますが、比較して同程度でした。

なお、参考までに、下の方の点線の枠で囲っております所に、公表されている国が実施したヤマメのダイオキシン類調査結果を、また、さらにその下に青森県がこれまでに実施したヤマメではありませんが、ほかの魚類のダイオキシン類調査結果を示してあります。

資料4-1、4-2については、以上です。

古市会長： ありがとうございます。

農作物と魚類、今年はヤマメにされたそうですけども、調査結果が出ております。水稻は、去年よりは高いんですけども、全国の平均から見ると十分低いということですね。

如何でしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、5番目の浸出水処理施設水質モニタリング用ウグイのへい死について。これについて御報告をお願いします。

事務局： それでは、資料5について御報告いたします。

水処理施設においては、ウグイを飼育しておりますが、それは施設で処理した水が安全であるということを化学分析でも行っているのですが、それとは別に、実際目で見分けるような形でモニタリングするという目的でウグイの飼育を行っております。この度、そのウグイがへい死しましたので、詳細について、この資料でご説明したいと思います。

まず1の経緯ですが、①平成22年1月24日の日曜日、午前8時30分。浸出水処理施設において、モニタリング用に飼育しているウグイ3匹のうち2匹が死亡しておりました。

②ですが、同日、午前8時40分、維持管理受託業者が凝集膜ろ過処理水、サンプリングタンク内処理水、モニタリング水槽の遊離残留塩素を簡易測定したところ、全ての水において遊離残留塩素が0.05mg/l未満の低濃度で検出されました。未満で検出されたと言いますのは、この簡易分析は、水に試薬を入れて発色させて目で見るものなのですが、色が付いたけれども、0.05の見本の色より低かったということです。残留塩素が検出されたということで、これは1月18日から22日にかけて、凝集膜ろ過処理設備の浸漬槽の洗浄を行っておりまして、その際に使用した次亜塩素酸ナトリウムを含む処理水の一部が中和処理されないまま放流されたことによるものと推定されました。

後ほどの資料ですが、資料7-1の1番最後のページ、48ページをご覧くださいだけです。資料7-1の1番最後のページになります。

ここに水処理施設のフロー図が書いてありますが、1番右側にモニタリング水槽、ウグイとありますが、放流水の配管から分岐しており、この水槽に処理された水が少しずつ流入しております。中央の赤の点線の⑤の部分が、今回、洗浄を行っていましたが凝集膜ろ過処理設備になります。

そして、遊離残留塩素が簡易測定で検出されたという場所が、水色の点線で囲っております3か所になります。

真ん中の膜ろ過処理の後の水の第2中和槽、図の右側のサンプリングタンク、そしてモニタリング水槽（ウグイ）の3か所になりますが、そこで遊離残留塩素が検出されました。また、最初の資料に戻っていただきたいのですが、③になります。このことから、へい死の原因は、中和処理されなかった処理水によるものと推定されました。

2の事案発生後の対応としましては、①平成22年1月24日、午前9時15分、維持管理受託業者から、遊離残留塩素の簡易測定結果の報告がありましたので、②同日の午前9時35分に処理水の放流を停止いたしました。

また、③同日の24日から26日、放流先の沢、杉倉川への影響を把握するため、県及び維持管理受託業者が目視により状況を確認しましたが、魚が死んでいるなどの影響は見られませんでした。

④1月26日、維持管理受託業者が処理水の水質調査を実施したところ、遊離残留塩素が0.06mg/l検出されました。先ほどより高い値ではないかと思われるかもしれませんが、当日行ったものは、簡易分析でありまして、詳細な分析は、吸光光度計での機器分析ということで0.06という値が出ましたが、これは十分低い値でありまして、また同日、県が周辺河川2地点の水質調査を実施したところ、遊離残留塩素は検出されませんでした。

3の処理水の放流再開についてです。①から④までは、2の事案発生後の対応の③、④のことになります。このほかに、⑤ですが、次亜塩素酸ナトリウムを含む可能性がある高度処理設備各原水槽及び処理水槽の水を抜き取り、全て浸出水貯留池へ返送いたしました。

⑥は、作業手順等の見直しになります。具体的には、膜浸漬槽洗浄後の次亜塩素酸ナトリウムを含む処理水の失活作業を2回行うこと。簡易測定で各高度処理原水槽及び処理水槽内で遊離残留塩素が不検出であることを確認した上で放流することなどの作業手順の見直し、また作業員への周知徹底などの再発防止対策を講じたこと。

以上が確認されたことから、平成22年2月9日午前10時に処理水の放流を再開いたしました。

以上で資料5の説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

如何でしょうか。新聞等で報道されておりますので、皆さん、よくご存知と
思います。その後の対応につきまして、ここで詳細に御報告いただきました。

如何でしょうか。大久保委員、お願いいたします。

大久保委員： 水道企業団にも1月25日かな、その頃に連絡がありましたが、このウグ
イがへい死した後に、全体的な連絡、どういう所へどういふうに連絡をされ
たのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

北沢調整監： まず、この事故が起こりましたのが日曜日ということでございましたこと
と、あと原因については、委託している事業者さんの方で、直前にそういう
洗浄をしていたということで、原因がほぼ推定されたと。流れた濃度も、そ
れほど高いものではなかったというふうには推定されたと。3匹のうち2匹と
いうことでございますので、そういうこともあって、基本的には事故扱いで
ないということで、すぐに緊急時対応マニュアルに沿って連絡するという形
は取りませんでした。

翌日の月曜日に関係者のうち、委員の方々の中でも直接関係すると思われ
る、八戸の水道企業団におられます大久保委員と、町役場の2か所には、速
やかに連絡をさせていただきました。

その他の対応につきましては、マスコミに速やかに対応したという状況でご
ざいます。

大久保委員： 了解しました。事故でないということで、こういう処置をとったというこ
とですよね。

古市会長： 事故でないということですね。こういうことは、普通、起るのですか。それ
とも、どういふうに見解としては認識されておりますか。

北沢調整監： 通常、起ってはいけないことというふうには、私共も当然認識しております。
この洗浄の処理というのは、毎年1回行ってありますが、今まで定められた
マニュアルに沿ってやっていたのですが、これが、今見ていただきました
処理フローの洗浄した設備のある後ろの高度処理の過程でございます。

これにつきまして、昨年度の協議会にお諮りした上で、現況ではここまで
稼働させる必要はないだろうという御了解をいただきまして、平成21年3
月から、高度処理の施設の稼働を中止していたところでございますが、その
辺の所がマニュアルに反映されなかったと。

これは、マニュアルに反映される、されないに関わらず、本来であれば処理

水に次亜塩素酸ナトリウムのようなものを使えば、当然、モニタリング水槽のウグイなり外部に悪い影響を与える可能性があるということは、当然、処理している中で考えながらやらなければいけないことだったわけです。

それが、十分にそれを考えていなかった、またマニュアルについても、修正に気が付かなかったというようなことが原因となっております。

いずれにしろ、起ってはいけないことではございますが、外部の環境へ実際影響を与えるような事態にまでは至っていなかったということで、事故扱いではなかったという言い方を先ほどさせていただきました。

古市会長： ある種、メンテナンスが不徹底であったという理解ということですね。十分想像されるわけですね。

今後の対応等については、しっかりこのような作業の見直しをやられて、今後は絶対大丈夫だと思うのですが、くれぐれもよろしくお願いいたします。

そうしましたら、最後の報告事項でございます。

排出事業者等の責任追及の状況について、御報告をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料6でございます。排出事業者等の責任追及の状況についてです。これは、不法投棄の原因者と取り引きのあった排出事業者が約 12,000 社把握されておりますが、これらに対しまして、青森・岩手両県で分担して、廃棄物処理法違反の有無について調査を行い、その責任を追及しているものでございます。

先に内訳の方からご説明いたします。

①の措置命令ですが、これは行政処分として、実際に現場から廃棄物を撤去することを命じたものでございます。これにつきましては、青森、岩手のどちらに投棄されたか、具体的に特定できないという状況から、両県の知事連名で行っております。実際の撤去は、両県で調整し、半分ずつの撤去となっております。これが、表にありますとおり、15年度から17年度で合計18社、命令量としては約610トン、このうち青森県側から実際に撤去を行ったのは303.86トンとなっております。

次に②納付命令でございますが、これも同じく行政処分ではありますが、行政代執行の開始に伴い、実際に現場から撤去するのではなく、代執行費用の納付を命じたものでございます。これは、両県知事連名ではなく、それぞれの知事名で2分の1ずつ命令したものでございます。表は、青森県分を掲載しております。これが、17年度、18年度で、合計5社、納付命令額としては、297万9951円となっております。

③自主撤去、実際は、費用の拋出になりますが、これは行政処分とは違ひまして、法違反に係る調査の途上で排出事業者から申し出があった場合に、その内容に具体的妥当性があると判断した場合に受け入れしているものでございます。これが、17年度から21年度、21年度は途中、今現在ということになりますが、これまでの合計で16社、拋出の申出額としては、3億5363万4千円ほどになっております。

この中には、拋出額が多額になるために、現在、3社が5年に分割して拋出を行っております。表では、重複を避けるために事業者数には2回目以降を含めておりませんが、拋出額については、その年度に計上しております。したがって、例えば、今年度、途中ですけれども、新たな費用拋出の実績は、今のところまだありませんが、分割拋出により2931万1480円と、これを受け入れているということになります。

表の1番上に戻りまして、これらを取りまとめた今日現在の状況になっております。繰返しになりますが、措置命令は18社、303.86トン。納付命令は5社、累計の納付額では297万9951円。自主撤去の費用拋出は16社で、累計の拋出額としては3億5363万4828円となっております。

自主撤去につきましては、先ほど、分割拋出があると申し上げましたが、これらの今後の拋出予定額、22年度、23年度予定しておりますのが4861万円ほどになっております。

これらの納付、または拋出された費用につきましては、いずれも行政代執行の事業費に充当されておまして、県費負担の軽減につながっております。

報告事項は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

如何でしょうか。責任追及ということで、措置命令なり代執行ですね。それに係る部分と、責任というか、因果関係が認められて自主的に撤去された分。その費用を払えということですね。そういうものの内訳が示されておりますが、これにつきまして何かご質問等ございますか。

本当は、自主撤去をどんどん増やしていただくと1番有難いですよね。責任を感じていただいて。19年ぐらいは多かったですですけど、最近は、自主撤去される方が減ってきていますよね。

事務局： 調査は、年度を跨りながらやっておりますので、各年度間では、多かったり少なかったりということもあります。

古市会長： この辺は、自主的に責任を感じて申し出てやられるわけですね。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 自主的ですね、あくまでも。

事務局： はい。こちらから要請しているわけではありません。

古市会長： 内訳としては、これは、大手の会社が多いですか。どういう会社が多いですか。

事務局： 排出事業者はまちまちでございますが、中には、廃棄物処理業者も含まれております。

古市会長： 比較的良心的な所ですね。知っていて、そういう所に処分を委託したわけじゃないんでしょうけども、結果として、不法投棄につながったと。だから責任を感じてということですね。

事務局： はい、そうでございます。

古市会長： そうですね。分かりました。

山田室長： すいません、ちょっと補足をさせていただきたいんですが。

この自主撤去、費用抛出というのは、全く自発的に責任を感じてお納めいただいたというのではなくて、その処理に法違反の疑いがあるということで、こちらから調査に入り、その調査を進めている過程で、責任を認めて納付をしていただいたというものでございます。

古市会長： なるほど。措置命令までいかなくて、途中でこれは観念してという意味ですか。

山田室長： 観念してどうかは別として、不法投棄に至った一定の責任を認めて、それで自主的に費用を抛出したという事例でございます。

古市会長： そうですね。それでは、純粹に自主的にやられた所はないんですか。

山田室長： それはございません。

古市会長： 分かりました。状況がよく理解できました。ありがとうございました。

特段、ご質問がなければ報告事項はこれで終わりたいと思います。

次、協議事項でございます。先ほども申し上げましたように、順番を入れ替えまして、最初に不法投棄現場の環境再生についてということで、2つございます。1つ目は、青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生計画案、最終的なものが今日、ご提示されておりますが、これにつきましてご説明いただき、皆様の御意見を頂戴したいということでもあります。

一応、この計画案につきましては、最終の協議になりますので、後に悔いを残さないように、ご質問があれば、その時におっしゃってください。

それから2つ目は、先ほども私も申し上げたし、副知事からもおっしゃっていただいたんですが、環境再生計画は、この協議会で引き続きしっかり検討していただきたいというふうに、蝦名副知事の方からおっしゃっていただきましたものですから、これにつきまして、皆様にお諮りして御意見を頂戴、協議したいということでございます。

これにつきまして、資料が沢山ございますが、8-1から8-5まで、これにつきまして、パブリックコメントもやっておりますので、その報告も含めて御報告いただいて、その後、ご議論いただきたいと思います。一括で説明していただけますよね。よろしく願いいたします。

事務局： それでは、環境再生計画（案）について、資料8-1です。

内容については、前回、全体を通して一通り説明しておりますので、本日は、前回計画（案）からの修正点を中心に関係資料と併せて配布しております資料8-2から8-5まで含めて、今、会長からお話がありましたように一括ご説明します。

まず、資料8-1です。計画（案）をめぐっていただいて、

1. 計画の策定にあたって、2. 計画の位置付け等、3. 協議会における協議内容、4. 施策内容、これは、（1）自然再生、（2）地域の振興、（3）情報発信という柱立てで、5. 実施スケジュール概要、それから参考資料ということで、本日も本編の後に一体にしてありますが、そういう計画の構成とそれぞれの内容の骨格については、変更がございません。

以下については、前回計画案から修正点について、資料8-2がございまして、それによってページ順に説明をいたします。

まず、1ページです。1. 計画の策定にあたっての部分ですが、最後の段落です。1行目最後の「本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはなら

ないとのメッセージ」という部分について、前回の協議会で「起こさせてはならない」ということは、「働きかけるということだが、ここは不法投棄を自ら起こしてはならないというメッセージだと思う」という御意見がございました。これに対しては、原案どおりとしております。

県の考え方としては、様々な主体における「自ら起こさない」という取組み、これは御意見のとおりと認識しておりますが、それらを踏まえて計画策定主体としては、それらを束ねて未然防止につなげていくということから、「起こさせてはならない」としているということでございます。

同じく1ページ、2.計画の位置付け等について、ここは内容の変更はございませんが、(3)の施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に別途検討されるものであるという部分について、検討段階においても協議会を活用していただきたいと。例えば、部会の設置などという意見がございました。

これについては、計画に基づく施策の具体化の検討の進め方について別途整理ということで、本日、資料8-6で用意しておりますが、内容については、先ほど会長からもお話がありましたように、この計画(案)の協議後の説明といたします。

次の2ページ、3.協議会における協議内容の(1)のタイトルですが、前回、「環境再生の方向性等の整理」とあったものを段階を踏んできたということから言うと、「検討経緯」という表現が良いのではないかと。それに「整理結果」ということを加えるかどうかというお話を受けまして、「検討経緯と環境再生の方向性」ということで修正しております。

それから、同じく2ページ、次の3ページでは、各種のアンケートや全国公募、提案の概要まで記載されておりますが、それぞれの詳しい内容は、参考資料参照ということで、それぞれ参考資料①から⑩まで番号を追記しております。

4ページ、施策内容の所ですが、下の施策体系概念図の下の部分、施策の展開とメッセージというものをイコールで結んでいたんですが、イコールということはメッセージを発信するだけになると。自然再生と地域振興と情報発信の3つの柱で、メッセージを発信するだけではないという御意見もございまして、ここは施策の展開と不法投棄の関係を矢印の关系到修正しております。

5ページになります。(1)自然再生の所です。ここについては、内容の変更はございません。

次のページ、(2)地域の振興の所です。ここについては、委員からの御意見ではございませんが、用語の見直しの部分がございます。施策の構想の2段落目と下の○にもありますが、再生エネルギー施設とあったものをその後、いろんな使用例等を参照しまして、再生可能エネルギー施設ということに修正しました。

次が7ページ(3)情報発信のページです。ここでは、資料の展示・公開に関係する部分です。前回の計画案では、構想として資料の展示・公開。県としての取組みとして、浸出水処理施設を活用した資料・展示公開。原則として、施設稼働期間内とするということでしたが、これに対して委員の方から、施策の構想を浸出水処理施設を活用した資料展示・公開。県としての取組みを施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料・展示公開及び稼働期間以後の施設活用の環境整備という御意見がありました。

それから、原則として稼働期間内とするのではなく、半永久の展示施設としていただきたい。一方、運営や維持管理については、未来永劫、青森県が主体となることは困難だと考えられる。地元自治体あるいは団体等、場合によっては二戸地域も含めて、地域振興の核の一つとして展示館を捉え、より良い活用方法を検討しつつ、青森県から移譲をうけるべきものとするという御意見がありました。

これに関しては、地元、田子町の意向にも関係する内容であるということで、町の意向を確認させていただいたところですが、右の欄にあるとおり、町の意向としては、資料・展示公開は、浸出水処理施設の活用ではなく、現場に整備することが最良の策であり、これを計画していただきたいということになります。

これについては、ほかの内容も含めて、田子町さんから県に対して文書で要望等がありましたので、この後、資料8-3でも別途説明いたします。

これらの意見等を踏まえまして、記載のとおり修正、追加をしております。

まず、施策の構想としては、資料の展示・公開。括弧として、浸出水処理施設の活用等ということです。「等」として、水処理施設に限定していないのは、構想ということですので、むしろ可能性、構想としては幅広く捉えておくという趣旨です。

それから、県としての取組みとしては、ここは施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用して資料展示・公開ということで、改めて明示した上で、構想にも繋がることですが、新たに県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性の検討ということを追加しております。

それから、資料8-2の2ページ目です。

同じく、7ページです。施策の構想と県としての取組みの所です。それぞれに自然再生の所に記述していました、再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開ということについて、情報発信という観点もあるだろうということで、ここに同じ内容を掲げるということです。

最後、9ページです。実施スケジュールです。

標題について、ここは県としての取組みということを確認したらどうかと

ということで、そのような形に修正しました。

それから、下の表の所ですが、スケジュール表の準備期間は、計画案では点線としていたのですが、視覚的に殆ど何もやらないように見えるので実線にしてはどうかということで、そのような形に修正しております。

9ページに「なお以下」という記述があり、ここは環境再生事業の着手時期と水処理施設の稼働期間との関係について記載したところですが、内容が分かりづらいのではないかと懸念もありましたので修正しております。読み上げたいと思います。

なお、現場は廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要がある、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれている。また、稼働にあたっては、水処理施設の処理能力を超えないよう、雨水の浸透を抑制する必要がある、表面遮水等の措置が見込まれている。

このため、現場における環境再生事業は、水処理施設の稼働終了後の着手を基本とすることとし、概ねのスケジュールとして示すものであるという形に修正しております。

最後ですが、このスケジュール表、先ほど説明しましたように、資料展示に県以外の実施主体の可能性の検討という記述を追加した関係で、この表にも、下から2番目ですが、付け加えたということでございます。

以上が、前回計画案からの修正点等についてということです。

資料8-3です。

田子町長さんの方から、計画（案）等に対する要望、回答及びお尋ねする事項についてということで、昨年12月21日付けで県に提出されたものです。

時間の関係もございますので、説明の便宜上、要点と思われる点に下線を引いておりますので、その部分でご紹介いたします。

1ページ目です。まず、環境再生計画（案）に対する田子町の考え方と要望について。自然再生についてです。

③の所ですが、当町としては、約3万本程度を目標に地元産の広葉樹のポット苗木を養生する事業を進めており、平成23年度末までにその苗木を青森県に譲渡し、自然再生に協力する次第であることは、既にお伝えしているところであります。このことから、原状回復対策が終了する以前、平成24年度春からの本格的な植栽が可能であるということ。

(2)の情報発信についてです。2ページになります。1番後半の所です。

岩手県と連携していただき、現場から離れた浸出水処理施設の位置ではなく、来訪者が不法投棄現場から原状回復そして環境再生の道筋が一目で一望できる、両県にまたがる現地にそのような施設を整備することが最良の策であって、こ

れを計画していただきたいということ。

それから2、協議会委員、先ほどの資料8-2にございました委員の意見、及び青森県からの打診のあった事項に対する回答ということです。

浸出水処理施設を活用した資料展示・公開について田子町が主体となって運営する意向についてです。

これは、上述要望のとおり、不法投棄と環境再生の現場において、生きた資料の展示や公開を継続的に実施することが不可欠であると考えており、資料展示・公開を現場から離れた浸出水処理施設において実施することには賛同しかねます。原状回復から環境再生に至る事業については、本事案の経緯からして、県がその責務として実施すべきものと考えます。

3ページですが、3の環境再生計画の策定に関してお尋ねしたい事項です。

計画の位置付けについて、施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に別途検討されるものであるということについて。別途検討される詳細は、本環境再生計画策定後、直ちに平成22年度から検討が開始され、青森県の予算措置も含め実施に移されるのでしょうか。詳細の検討に当たっては、協議会における協議はもちろんのこと、年度ごとの詳細計画策定に至る事前の段階で、当町に対して提示・説明していただいた中で、それに対する意見・要望を基に決定していただくようお願い申し上げます。

また、計画の位置付けにおいて、詳細計画策定の主体となる青森県と、協議会及び地元田子町の立場が明確にされておりませんので、その考え方と今後の進め方についてお示しください。

それから、浸出水処理施設を活用した資料展示・公開についてです。

青森県が借地の上に設置し使用期間が限定され、かつ、現場から離れた浸出水処理施設を何故あえて選択しなければならないのか、その理由をお示しください。その活用を「原則として、施設稼働期間内とする」と、施設稼働に連動し限定した期間とする事由をお示しください。

最後に、浸出水処理施設の稼働期間について。

施設の稼働期間は、平成24年度までに予定される廃棄物等の全量撤去作業終了後どのくらいの長期間となることを現時点の技術的知見から想定されているのでしょうか。また、稼働を終了させなくてはならないのであれば、その終了させる技術的基準についても併せて現時点での考え方をお示しください、ということでございます。

それに対する県の回答が、資料8-4になります。1月5日付けで回答しております。

1の要望等に対する県の考え方については、計画(案)に示すとおりということですが、次の2.お尋ねしたい事項についての回答で、1の要望等

に関係する内容も含めながら回答しております。

まず、(1)の別途に詳細検討されるということについてです。県としては、施策の具体化については、計画に掲げた実施スケジュール概要、県としての取組みを踏まえ、平成22年度以降、それぞれの事業内容に応じたスケジュールにより、毎年度の予算編成作業等を通じて検討し、適切に対応していくこととします。

検討内容は、協議会等に対し適宜提示し、意見を聞きながら具体化を図っていくものとします。

事業内容のうち、植樹については、計画(案)にも掲げているとおり、水処理施設稼働終了後の着手を基本としています。

なお、原状回復事業終了後の水処理施設稼働中の植樹については、水処理への影響を慎重に見極め、今後、検討して参りたいと考えています。

また、原状回復事業終了前の植樹については、撤去作業を安全かつ適切に完遂することが最優先課題であり、困難と考えるということでございます。

浸出水処理施設を活用した資料展示・公開についてです。

原状回復事業終了後における本事案に関する情報発信については、これまで県として事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んできた経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、現場内外における事案継承等の機能について整備することが必要と考えております。

検討にあたっては、将来的な県民負担や費用対効果を十分勘案することが重要であり、効果的・効率的な手法が求められていることから、新たな施設整備等は行わないこととし、アーカイブの整備・公開等を計画に掲げたところです。

水処理施設の活用については、上記の考え方を基本にしながら、廃棄物の全量撤去終了後、現場内地下水が環境基準に適合し、かつ安定したことを確認する必要があります。一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれています。

こうしたことを踏まえ、施設稼働期間内においては当該施設の一部を活用して資料の展示・公開を行うこととしているということです。

浸出水処理施設の稼働期間についてですが、前半は、今お答えしたとおりですが、今後、これについては、協議会において協議いただきながら検討するというところでございます。

最後、資料8-5です。

本日配布した資料ですが、計画(案)に対するパブリックコメント、意見募集結果についての報告です。この資料には記載がありませんが、意見募集期間は本年の1月15日から2月10日までで、昨日、19日に結果を県のホームページ等で公開しております。

提出があったのは、お一人の方ですが、意見内容を7件に整理しております。

左が意見の内容、右が県の考え方と提出意見の反映状況という整理です。本日配布ではございますが、時間の関係もございますので、要点を絞ってご紹介いたします。

まず、計画を策定するに当たっての基本方針ということで、原則は、不法投棄以前の原状に復する。それから、人工的な構築物を排除し、最低限必要なものに限る。最後、地域に根ざした活動ができるようにするというような意見が出されております。

これに対しては、県の考え方として、計画策定にあたって全国提案募集等を実施し、これらの結果を基にした協議会からの提言を踏まえて策定するもので、そこでまとめられた3つの方向性から施策を展開するというので、いただいた意見というのは、これらに趣旨として反映されていると考えるということで記述済みという取り扱いにしております。

それから、2、3、4は、植林に関する意見です。地元と一体となり、他の地域の方の参加もいただき、専門家の指導の下に植林活動を実施するという。植林する樹種の選定について、不法投棄の記録を残すためにということで、周辺と違和感のないように森林を形成しつつも、それと判るような樹種を植栽するといった意見・提案が出されております。

これについては、県の考え方としては、植樹による森林域整備はじめ、計画に掲げているということ、それから、その詳細については、別途検討するというようにしているということで、これは実施段階検討という取り扱いにしております。

5ですが、環境ミニモデル事業へのチャレンジということで、いろいろありますが、要点としては、①の真ん中あたりですが、成長した森林の間伐した樹木をバイオマス燃料に加工する。②では、再生された森林を森の遊び場として活用するという意見です。

これについては、県の考え方として、計画に掲げている植樹による森林域整備は、豊かな自然環境を再生し、将来に引き継いでいくこと自体を目的としており、森林リサイクル事業や森の遊び場としての活用への取組みについては、県としての取組みの中では考えていませんということですとした上で、「なお」以下で計画に掲げる地域振興、跡地活用の検討をしていくという内容を示して、実施段階検討という取り扱いにしております。

6は、学習センターの設置ということで、資料の展示・公開の計画に関連する部分ですが、過去の経過を学ぶ場、再生経過を観察する場として、そういったセンターが必要であるということです。

これらについては、先ほど、資料8-4で説明した県の考え方を示した上で、最後の部分ですが、県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性も検討

するという事も関連させて、実施段階検討という取り扱いにしております。

最後が、全国公募の部会で選定された提案に対する意見がございました。内容は省略しておりますが、これについては、計画の参考資料として添付しているというもので、取り扱いとしては「その他」ということにさせていただいております。

ちょっと急ぎ足になりましたが、資料8-5までは以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

如何でしょうか。8-1から8-5までの資料につきまして、何か分かりにくいとか、もう1度説明して欲しいとか、何かご質問等ございますか。

事前にご送付していただいておりますので、大体見ていただいていると思います。

では、先ほど、松橋町長から御意見をいただいておりますので、それについて、御意見を申し上げます。

松橋委員： 田子町の意見、要望としては、資料展示ということをお願いしているわけがありますが、今、県の方の取組みということを見ますと、そういう建物は建てないという方針であるということでもあります。

町としては、不幸なこのような事件があったということの認識と、今後起こさないんだというような意識をつけるためにも、やはり、学習の場が欲しいところでございます。そのようなところで、今後、県でももう少し検討していただきたいと思っております。

この県としての取組みの2番目として、県以外の実施主体による資料展示・公開の可能性の検討という文言があります。これに町としては、期待していこうかなと思っておりますので、どうぞ町の要望というものは、学習の場というものが欲しいのだということは、気持ちに留めておいてもらいたいと思います。

また、資料8-6の方は進んでおりませんが、関連しますので、8-6の県としての取組みの所に、市民参加による植樹活動とか、再生現場を含む体験学習などの取組み事項があります。でも、あそこの現場にそういう体験で行くと、1番困るのはトイレです。だから、建物を建てないという中にも、トイレが入っていないのかどうか。やはり、学生さん達、生徒さん達が、何十人も行って植樹をする。また植林をするため、あそこに行った場合、やはり1番必要になるのはトイレでありますので、そのようなことを踏まえて、そのことも考えていただきと思っております。

以上でございます。

古市会長： かなり大局的なお話と、非常にきめ細かな御意見と両方をもらっておりまして、やはり田子町としては、現場に学習する場を是非造っていただきたいんだという思いが強いということですね。

この辺のところ等を踏まえながら、かなりいろんなレベルのご質問も出ておりますが、それと少し自然再生に偏っている部分もございますが、県としてのこれに対する方針等、先ほどの回答もございましたけども、何か追加のご説明ありましたらよろしくをお願いします。

山田室長： 田子町さんのご要望の中に、中心的なものが、不法投棄現場の中に学習できるような施設、それから資料展示施設というご要望だと思うんですが、これにつきましては、県といたしましては、将来的な県民負担等、これは十分に勘案する必要がございます。したがって、将来にわたりまして、物件費、人件費、そういった経常的な費用が発生する新たな施設整備は行わないというのが考え方でございます。

先ほど、町長さんがおっしゃっていましたが、県以外の実施主体における、そういった学習施設、展示施設については、可能性の検討に県としてもこれから関わっていくということで考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それから、現場での学習、それから植樹イベントの際には、少なくともトイレがどうしても必要だというようなお話がございましたが、そのトイレについては、簡易トイレでありますとか、あるいは雨が降ったりした場合に備えてテントでありますかと、いろいろな手法が考えられるものだろうと思います。

それは、これから施策の実施に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

古市会長： 松橋委員、よろしいですか。よろしくはないかも分からないのですが、了解ということで。

松橋委員： 雨が降った場合は、傘か合羽を着ていけばいいんですけども、行った時、トイレが無いというのが、1番困ることですので、やはりあそこにずっとあるということ。それから観光で行ってもそれを使用できるというものを何とか頭において、取り組んでいただきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

松橋委員の方から、今日、申し上げたいことは、これでよろしいですか。

2時半にご退席ということですので、あと10分ぐらいですので。ほかの委

員の方々、如何でしょうか。松橋委員がおられるうちに、この質問書等、要望等も踏まえながら、何かご質問したいことがあれば。また、ご議論したいことがありましたら、遠慮なくどうぞ。如何でしょうか。

もちろん、資料8-1から5まで、全般を通しての御意見でも結構ですので、よろしくをお願いします。

如何でしょうか。澤口委員、お願いします。

澤口委員： 町長の続きですが、財政が苦しいというのは、それほどこの自治体もそうなので、十分に私共も理解しているつもりです。

その意味で、この前、岩手、青森の両県の方に町の要望として両県連携で何とかそういう方向で考えていただけないかというものを出したつもりなんです。それがすぐに承諾してもらえるものとは思っていないんですが。

そろそろ、この岩手・青森両県がある程度歩み寄っても良い時期に来ているのではないかという想いから出したんですが、その点については如何でしょうか。

古市会長： 如何でしょうか。

北沢調整監： 岩手県との連携ということでございますが、これまで、岩手県さんの方とお話し合いをしている中で伺っておりますのは、岩手県では、環境再生に対する取組みにつきまして、廃棄物の撤去、汚染土壌の浄化などの原状回復作業、これに専念しているところであり、現在のところ、検討の予定はないというような状況でございます。

また、この田子町さんからのご要望がありました時点でも、これに対する回答を私共の方で作成するにあたりまして、改めまして岩手県さんの意向を確認させていただいております。

その際、私共の方から、田子町の要望する現場への両県連携による資料展示施設、この整備についてこの計画案に掲げた本県としての対応と併せてお知らせいたしまして、御意見を伺いましたが、岩手県さんの方からは、「意見を申し述べる立場にない」というようなご回答でございまして、そういう意味で、現時点では、相手もあることでございますので、青森県としては、なかなかそれ以上進められないというような状況でございます。

古市会長： 岩手県の協議会には、委員が誰か、二戸市の小保内委員が出ておられましたか。他にどなたが出ておられますか。お一人だけですか。松橋委員もですね。

その辺のところ、委員の立場で向こうの協議会に要望を直接申し上げるとか、青森県の協議会においては、修復計画の段階から「一緒にやりませんか」とい

うラブコールは強く申し上げているんですよ。

その都度、何かあやふやになって、今回も先ほど、分かったような、分からないようなご返事をいただいて、結局、当面はやらないんだろうなというような感じなんですけども。

1番良いのは、この協議会で、そういうことを要望するということもあるんでしょうけども、直接、両方の協議会に出ておられる委員が、強くその辺の意見を申し上げたら如何かなと思うんですが。松橋委員、如何でしょうか。

松橋委員： 前回の協議会の時は、岩手県の方に青森県に出したものと同様のものを要望として出しました。そうしたら、まだ、そういう環境再生まで考えがいていないということでもありますので、そのままになっておりました。これから、そのような環境再生の時になれば、要望を申し上げたいと思っております。

古市会長： そうですか。是非、よろしくお願いいたします。

小保内委員、如何でしょうか。どちらかと言いますと、二戸市は岩手県なものですから、その辺のところ、何か御意見、ございますでしょうか。

小保内委員： 岩手県の協議会の方には、まだ参加しておりません。いずれ、二戸市の場合、合併して4年目でありまして、後期計画というものを今年度、新年度つくるわけですが、その辺で地域に入りますので、この件も含めて、住民からの話を聞きたいなと思っております。

古市会長： そうですか、是非、お願いします。

本当に外部から見ますと、外部からという言い方はおかしいですが、両県以外から見ますと、現場は1つじゃないかと。じゃ、何故、修復も再生も一緒にやらないのかという素朴な疑問が出てきますので、やはりそれに対して真摯に応える方向でやっていくべきであろうと思っておりますので、是非、新市長といたしまして、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかに如何でしょうか。松橋委員がおられるのはあと5分です。如何でしょうか。

おっしゃり難かったら、私の方から松橋委員に申し上げます。

松橋町長さん、田子町は非常に前向きにいろいろ検討されておりますよね。

植林だとか、地域振興のことも考えておられます。ですから、そういう良いアイデアがあって、そして前向きに地域活性化なり環境再生をされていこうということですが、町としての施策として、また町としてのある程度の予算をもってやっていくとか。これは大変なことはよく分かるんです。

当初申し上げましたように、町民であると同時に県民でありますと、県民であると同時に日本国民であるわけですね。ですから、良いアイデアでできることは、地域のためになることであるならば、日本国のためになるのであれば、皆でやろうじゃないか、皆で出せる人が出してやりましょうというふうにするべきではないかと、私は思うんです。その辺のスタンスは如何でしょうか。

松橋委員： 県境の撤去に協力していこうという姿勢はもっております。それは、植樹の3万本を用意するとか。今のところ形としては、それだけしか出ておりませんが、今度、撤去が近くなりますと、やはり町民が「私達ができるものは何か」ということを自主的に発信して、あそこを、田子の本当にプラスになるような考えにもっていきたいと思っております。

今のところ、そういうような会議はしていませんけども、これから田子町の協議会とも話し合っ、いろんなアイデアを出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

古市会長： ありがとうございます。

そういう展望を持っておられるということで、非常に安心いたしましたと言えは怒られますが、希望を持ってそうです。よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

松橋委員： それからもう1つ。今、撤去が50%を越えたと。順調に進んでいるということに感謝を申し上げます。田子町民のある方からは、本当にこの県境の話がなくなってきたんじゃないかと。盛り上がりがなくなってきたんじゃないかというような声も聞こえます。

私は、それは順調に事故もなく進んでいるということに対して、県に対する信頼だと思っております。今、非常に、前はいろんな住民説明会とか、いろんなところで要求して、要望してきたんです。今、その声が聞こえないというのは、やはり県が積極的に動いている、また実績がどんどん積み重なっているということの信頼と安心感だと思いますので、これからもよろしくお願いします。

古市会長： 名古屋部長、今のお言葉、如何でしょうか。非常に県の姿勢を評価していただいておりますが。

名古屋部長： 大変有り難いお言葉だと思います。現場で働いている職員も非常に、今の言葉で勇気づけられたと思います。これからも、2年ちょっとありますので、現場がすっかり綺麗になるまで、その後、環境が再生するまで、引き続き県と

してしっかり対応して参りますので、よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

松橋さん、もうそろそろ時間でございますが、どうもギリギリまでありがとうございました。

そしたらまだ、時間がございますので、御意見をお出しいただきたいと思えます。今日がこの計画案の最後でございますので、これを完全に議論し尽くすというのは時間が限られております。

ですから、少なくとも2年半ですね、いろいろ積極的にこういう環境再生計画を進めるに当たって、いろいろ議論してまとめてまいった内容でございますので、9ページという凝縮した内容ではございますが、これの後ろには、添付資料としまして、大変な今までの活動全部が詰まっております。この資料との対応関係もついておりますので、そういうものを踏まえながら、どういう活動をしてきたか。積極的に外部にも発信してきたし、お知恵も借りています。

ですから、そういうものが活きるような形で、この計画が画に描いた餅ではなくて、本当に実現に結び付くものになるようにしていかなければいけないと私は思います。

そういうことに関しまして、委員の皆様から御意見を、この機会にいただくとあり難いと思うんです。折角、パブコメやっても計画が立派だからあまり御意見がないのか、1名しかいなかったんですけども、この意見を寄せた方は、非常に熱心で、属性としては何歳ぐらいの女性か男性かとか。こういうのは分かるんですか。

事務局： 住所・氏名を示して御意見を下さいとしていおりまして、年齢については、情報がございませんが、男性です。

古市会長： 男性でしたか。かなり意識の高い真面目に、熱心に御意見をいただけたわけですね。分かりました。

如何でしょうか。時間があと10分から15分ぐらいは取れるかなと思うので、ご遠慮なく。井上委員、お願いします。

井上委員： 何回か前の協議会でも申し上げたことを繰り返して言うことになるかもしれません。

今の議論を伺ってしまして、資料の展示・公開について、技術的な、あるいは財政的な視点でのみ議論をされていて、このこと自体が、そもそも持ってい

る意味についての議論が、分かっているからしないのか、あるいは敢えてしないのか。そこのところがどうなのかなということをし、話の経緯を伺いながら感じました。

私は、この資料の展示というのは、技術論ではなくて、コンセプトの問題だということを前にも申し上げたと思うんです。

これは、会長がおっしゃっているように、日本の中の現場である、青森県の中の現場である、田子町、二戸市の中の現場である。だけど、全国、日本の中であり、もっといえばグローバルというか、地球規模、世界の中の現場であるという、そういうもっと大きな構想から、このことを捉えるべきだというのが、私のコンセプトです。

つまり、あれは単に資料を公開しようとか、そういう場を造るということを超えて、そこからこの現場の持っている意味を日本や世界に対して発信する拠点でありシンボルであると。そういう位置付けのものではないかと思うんです。ですから、これはお金とか規模の問題ではない、心の問題、あるいは意識の問題なんですね。

例えば、県民が僅かなお金を寄附して、結局集まったのが1万円だったと。

じゃ、1万円で造ればいいんです。1万円でいかほどのものもできないかもしれませんが、そういう問題ではないかと。ずっとこの協議会に参加させていただきながら考えてきたことであります。これが1点ですね。

資料の公開とか展示というのは、単に技術的な話じゃない。世界に向けて発信するシンボルの問題、ちょっと情念的な話になるかもしれませんが。そういう問題が1点です。

それから2点目は、県の連携、私は、本当、現場は一つだし、そうあるべきだと思いますが、経緯をずっと聞いてきて思うことは、連携を前提にするのはもう無理だということです。それを前提にする限り、何事も進まないということは、2年に及ぶこの委員をさせていただいて、強く感じております。

であれば、青森県はどうすればいいかと考えればいいわけです。これは、連携を生むために、我々青森県の活動をどうしていけばいいかと、発想を逆転すればいいと思います。つまりもっと言うと、岩手県が真似をしたくなるような何らかのことで、活動をしていけばいいんじゃないかと考えるわけです。ですから、むしろ、相手があるから、相手が何もやらないんだから何もやらないという話ではなく、むしろ、相手が「凄いな。青森県さん、やってくれるじゃないの」というふうに発想を転換していただくというのが、どうも、本当の意味の連携を生み出すためのポイントではないかと思えます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

井上委員は、ある種、コメントと理解してよろしいですね。おっしゃるとおりで、一貫しておっしゃっていただいておりますが。もう少し、そういう手段でなくコンセプトなんだから、情報発信をもう少し大局的立場、世界規模で考えるべきじゃないかというようなお話が1点目。

2点目は、協力してやっていこうというけども、青森県が進んでいるんだから見本を見せて引きずり込めるようなものを作ればいいじゃないかとおっしゃっていただいているわけで、実はそういうふうな経緯で、今進んでいますというようなことをいただきました。ほかに如何でしょうか。ございませんか。じゃ、目が合いましたので石井委員、お願いします。

石井委員： 資料8-6の説明の後の方が良いのかも分かりませんが、やはり、この環境再生計画ですね、画に描いた餅にしないというようなことも含めて、先ほど、古市会長が冒頭、協議会の位置付けと役割ということについていろいろサジェスションがありましたけども、本当に具体的に、例えば次回からの協議会で、協議事項として環境再生計画を我々が具体的な議論ができるようにしていただけるのかどうか、それとも単なる参考意見を聞くのでお願いしますという程度なのか。

その辺の今後の、撤去して終わりではなくて、今後の環境再生に向けて、こういうことをしていくんだという強い県のメッセージがきたかったものですから、その辺をちょっと、今後の進め方をちょっと確認させていただければと思います。本当は、資料8-6の後の方が良かったかもしれませんが、ちょっとフライングしてすいません。

古市会長： 折角、こういう計画ができたのですが、これを実のあるものにするために、この後、今後の進め方という議論があるんですが、役割と位置付けという言葉を使っています。

この協議会というのは、本当にそういう意味では、知事から付託された諮問機関であるわけです。ですから、それなりのプライドと責任を持ってやらないと駄目なんですよ。ですから、今後、どうされますかということなんです。

北沢調整監： 私の方からお答えしたいと思います。

まず、県としてこの環境再生計画を本当に実効性のあるものにしていくためにはどうしたら良いかということでございます。

私共としては、まずは計画に掲げた県としての取組みの部分について、着

実に実施して参るということが大事であると考えております。そして、今後の協議会との関係につきましてですが、この環境再生計画につきましては、県が自ら定めた計画でございますので、その内容につきましては、計画策定主体といたしまして、県自身が県民に対して責任をもって、また主体的に実施していかなければならないと思っております。

もちろん、これまで計画の策定にあたりまして、この協議会でも数多くのご議論を重ねていただきまして、また貴重な意見を賜って、その成果としてまとめることができた計画でございますので、当然のことでございますが、この協議会に対して、私共として、検討している進捗状況に合わせて適時適切にその検討内容について、この協議会の場を借りて提示いたしまして、協議会全体の御意見を聞きながら進めて参りたいという気持ちでおりますので、その辺のところを今後共、御意見等を賜りますようお願いできればと考えております。

古市会長： 如何ですか。

石井委員： もうちょっと突っ込んで聞くと、具体的に、報告事項とかではなくて、協議事項ということで、実際にその中身をここで議論できるというふうに、今の回答はそう理解してよろしいですね。

北沢調整監： 御意見を伺うということです。もちろん、実施にあたって、全く報告ということではなく、御意見について、それを踏まえながら県として実施して参るということは、今までもそうして参りましたし、その姿勢は変わりません。

ただし、それが県としてできること、できないことというのがございますので、その辺については、ご理解は賜りたいと考えております。

古市会長： 共通の認識であると思うのですが、修復計画はどちらかと言いますと、県が作って環境省の方に特措法に則ってやるのでお金が向こうから半分ぐらい出ますので、そういうものについて議論するから、少し県独自ではないですね。そういうものについて、我々が協議する事項、それから報告いただくことについて、ご議論いただいているわけです。

そういう意味では、先ほど、強く、県独自で作ったというふうにおっしゃいますが、それはお金が国から出なくて、県から出すという意味では、確かにそうかも分からないけども。それについての議論は、今までと同様に審議するし、検討するという理解でよろしいのですね。

ただ、最後におっしゃったんですけども、できないことまでをやれというこ

とは、多分、皆さん、良識ある方ですから、それはおっしゃらないと思います。
ですから、良いことは協議しながら、また、議論して参りましょうということ
でよろしいですか。

北沢調整監： その姿勢には変わりございません。

古市会長： ありがとうございます。

ほかに如何でしょうか。8-6の資料もございますので、先にそっちをお伺
いしてから、また御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

事務局： それでは、資料8-6です。計画策定を受けての環境再生事業の検討の進め
方についてということで、概要を本日用意しております。

最初に基本的な考え方ということで、これは、今日この場でも、内容的には
お話していることですが、計画に基づく県としての取組みを着実に推
進していくために、計画に掲げた実施スケジュール概要を踏まえ、今後、関係
課等と連携しながら、毎年度の予算編成作業等を通じて、具体的に検討してい
く。

計画を踏まえた今後の検討の進め方は、以下のとおりであるが、検討の進捗
状況に合わせて、検討内容を協議会に適宜提示し、意見を聴くということでご
ざいます。

2の施策の体系は、図とその下で施策の展開と検討の視点ということを関連
させてはありますが、確認的な意味で計画から抜粋したということがございます。

3として、計画を踏まえた今後の検討の進め方で、自然再生、地域の振興、
情報発信。これも、まず①としては、確認的な意味合いで施策内容、施策の構
想と県としての取組みをそれぞれ抜粋しております。

資料の内容は、②の検討の進め方という部分でご説明したいと思ひます。ま
ず、自然再生の所でございます。作業の基本的な考え方としては、自然地盤の
土壌が露出した地山について、新たな森林域を整備することになる状況でご
ざいます。そういったことで、現場特性を踏まえた植樹に関する基礎的な調査を
実施した上で、田子町との調整等を含め、詳細を検討していきたいと思ひてお
ります。

進め方としては、左上にあります。基礎調査の実施ということで、原状回
復後の地形とか、地山の土質について、今年度、そこに平成21とありますが、
先般着手しております。それから、右側に田子町における地元産広葉樹ポット
苗木を整備ということで、今年度から3か年度で事業が進んでおります。

これらを踏まえて、目標としては来年度と考えてはいますが、試験植樹を実施

したい。もちろん、現場の一角においてということですが。そうしたことを踏まえて、植樹場所、方法、時期、そういった諸々の詳細を検討していくという流れです。

また、そうした技術的な検討と合わせて、その下ですが、計画に掲げる市民参加等による植樹活動の手法の検討でありますとか、市民参加による植樹活動と関連する事項として、植樹活動に事案学習・周辺観光等を組み込んだ体験メニューの検討といったことで検討を進めていきたいと考えております。

(2) ですが、地域の振興です。ここも計画内容を掲げたうえで、検討の進め方としては、ここは具体の事業内容がありませんので、計画に示した内容をなぞるということになっているんですが、現場の地形、自然条件、地理的条件、インフラ条件等の現場特性を踏まえ、経済社会の動向等を適切かつ継続的に見極めながら、庁内の関係組織等を通じ、県以外の実施主体における土地活用、ハード、ソフトの促進について検討していくということでございます。

跡地の活用、ハード、ソフトのそれぞれについての部局横断的な検討ということで、来年度から、今年度も既に一部実施しておりますが、全国公募提案者への事業化の働きかけ、あるいは、民間企業・団体等への土地活用事業のための情報提供ということをやりたいと考えております。

(3) の情報発信です。施策メニューが各種あるわけですが、ここでは、アーカイブの整備という言葉にキーというか、中心として説明したいと思います。計画で用いているアーカイブの整備・公開というのは、インターネットという媒体を活用して、様々な情報を公開していくという内容で掲げていたところですが、今回、検討の進め方については、検討するに当たって、この本事案に関する情報発信の素材としては、印刷物であったり、あるいはパネルとかDVDとか物であったり、あるいは、既にホームページで電子化された情報、いろんな形態があるわけですが、まずそれら全体を体系的に整理・整備すると。その上で、それぞれの素材について計画に掲げた目的に応じた具体的な活用方法を検討していくと。そういう順序で進めていくという考え方に整理しております。

その際に、元々アーカイブということの日本語の言い換え語として、そうした保存記録一式というようなこともあるようですので、そうした各種の資料の体系的な整備という広い意味でもアーカイブの整備という言葉、この資料では使っております。

もちろん、そういった保存記録一式という意味でのアーカイブと、ウェブアーカイブという使い方について、全く別のものということではなくて、保存記録一式の体系的な整備・公開の基本的な手段といたしますか、インターネットのウェブアーカイブが基本になるという関係で捉えていただければいいのかな

と思っております。

そうしたことを前提に資料をご覧いただきたいんですが、まず、今言ったように、アーカイブの整備ということで、各種資料の体系的整備。原状回復事業を通じて蓄積されてきた本事案に関する様々な情報発信のための素材について、既存素材の整理を行うとともに、引き続き新たな素材の蓄積を進めながら、テーマ別、原状回復の記録、環境再生の取組み、全国の関連事案・研究成果等や利用対象者別、小・中学生用、一般用等に整理し、情報発信のための素材を体系的に整備するものとするということで、以下、資料展示・公開については、施設稼働期間内の浸出水処理施設を活用した資料展示については、事案の概要、原状回復対策の内容、現場の状況の推移、これを基本的な内容として、ビジュアル資料を中心にコンパクトかつ分かりやすい構成となるよう検討していくと。

また、これらと並行して県以外の実施主体における資料展示・公開の可能性についても検討していくと。

現場での事案継承と案内板ですが、原状回復事業等で培われてきた貴重な経験や環境再生につなげていくための取組みに係る現世代へのメッセージ等を現場から効果的に伝えていくものとして検討していく。

ウェブアーカイブの公開。国内外に幅広く情報発信をするための基本的な手段として効果的な活用が図られるように検討していく。

学校教育への活用です。これまでの環境教育の実績がございます。そういったものを踏まえ、引き続き、効果的な活用が図られるよう検討していく。

一般市民等の事案学習への活用ということで、各種の資料等については、市民参加等による植樹活動の際の事案学習にも効果的な活用が図られるよう検討していくということがございます。

下の方ですが、繰り返しになりますが、まずアーカイブの整備ということで、既存素材の整理、来年度以降、並行して新たな素材の蓄積を行っていくということで、それを踏まえて、素材の体系化ということです。そこでは、当然、情報発信のコンセプトの整理ということがあろうかと思えます。その上でテーマ別、あるいは利用対象者別の整理をするということです。それを基本にその下の次の枠ですが、それぞれの目的に応じた具体的活用方法を検討していく。

例ということですが、資料展示・公開。これは、県としての浸出水処理施設稼働期間内の展示・公開ということですが、それに供するパネル、廃棄物サンプル等の整備。当然、県以外の将来の実施主体への提供ということも視野に入れながらということになります。

それから、事案継承等案内板としては、メッセージ文、案内内容、適地などの検討。

ウェブアーカイブの公開として、テーマ別、利用対象者別の整理。あるいは、

特にビジュアル情報の充実の検討ということが必要であろうと。それから、学校教育への活用としては、学習素材としてのアレンジメントといいますか、整理ということが必要だろうと。

一般市民等の事案学習への活用については、植樹活動に事案学習等を組み込んだ体験メニューを検討していくということで、本日、入り口の対応ということではございますが、こういった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

すみません。もう 50 分になりましたけども、ちょっと見積もると、あと 30 分ぐらい掛かりそうだなという気がします。それで、3時に出なければならぬ方、どうぞご遠慮なくその時点で出ていただければと思います。

ほかの方、お時間の許す方は、少し残っていただいて、まだ御意見を伺っていない委員の方もおられますので、一応、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、今、資料 8-6 ですね。環境再生事業の検討の進め方ということで、施策の体系に尽きていると思うんですが、要するに原状回復事業、修復事業の経験、知恵、技術等をどう蓄積して生かしていくかという所に尽きるわけです。

それにつきましては、情報発信という所でアーカイブのお話がございました。

これにつきましては、事務局さん、私の方の研究室で本を、アーカイブスに関しての本を書いたんですが、委員の先生方、皆さんにお配りくださいということで、お配りいただきましたか。まだいただけていませんか。事前にお送りしてくださいと言ったのだけでも。15 冊ほど、謹呈申し上げたはずなんですけど。

北沢調整監： 恐縮でございます。本当に申し訳ございません。すぐに今、取って来させますので、間に合わない方につきましては、追って送らせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

古市会長： そうですか、分かりました。全然、督促したわけではございませんで、見ていただいたらアーカイブスというのがどういうものかというのが理解しやすいかなと思いましたので、ちょっと申し上げたわけでございます。

そうしたら、小保内委員、最後に御意見、何かございましたら。

小保内委員： 委員として初めてでありましたが、環境再生計画の方で隣りの田子町さん

の方がいろいろとお話があったようですが。議員とか、いろいろ交流がありますので、うちの方もいろいろお話を聞きながら、今後、進めて参りたいと思っております。

古市会長：　そうですか。この辺の環境再生事業の進め方等については、何か御意見、ございますでしょうか。

小保内委員：　岩手県側がまだ、先ほど申し上げたように、そういう状態でございますので、もう1度、岩手県に帰って、そういう話をしながら参りたいと思います。

古市会長：　よろしく願いいたします。
そしたら如何でしょうか。順番ということで、小田委員、お願いします。

小田委員：　今回の私達の協議会では、最終的な環境再生計画の協議の機会だと思うんです。私、こうしてずっと計画、県の取組み等を見ていまして、やはり2度と起こさせはならないということをメッセージにしているということで、県では、一般市民参加による植樹活動とか、それから学習の機会を設けるとか、いろいろな、もちろん学校教育への活用とか、そういう意味で市民、それからこれから次代を担う子ども達への意識、これからの環境への意識づけということでのメッセージ、教育ということに随分配慮してくださっているなど、私も感じています。

そういう中で、いろんなイベントも計画されて、これから、これについても臨んでいくと思うんです。私、今、こうして会議の中で考えて、モヤモヤとしているのは、それは確かに今の県境の跡地の再生なんですよ。でも、やはりこれからこういう不法投棄を起こさせないためには、いろんな所で今また不法投棄の事案というのが沢山出てきている中で、何故、そういう所がまた起るのかなということ考えた時に、もっとそれを起こさせないというメッセージで、私達が教育をすとか、イベントをして、そういう意識付けをする、啓発をすということで、ここに沢山の計画があるんですが、やはりそれだけでは足りないのかなと。

例えば、先ほど、責任を負ってもらうための費用を抛出してもらうということについても、自主的なのは全くなかったと。そこには、違反したというので、これから調査します、何しますよという、そういうところからある意味、ちょっと、そこに自発ということが足りないというところから、やはり取締り、そしてまた、投棄している人達への周りで、投棄しているのを私達も止めるた

めの行政の方への申し入れとか、その辺りをもう少し強固に、打ち出していくことも必要かなということを感じていました。

古市会長： なるほど。そういう意味では、起こさせないということで、この青森・岩手の事案を反面教師としながら、今後の展望につなげていくべきであると。そのための施策についても検討できればというような御意見でよろしいですか。ありがとうございました。

では、大久保委員、先に言われましたけど、また違った意見をお願いします。

大久保委員： 環境再生計画で、メインは自然再生と地域の振興、情報発信という3つだと思うんです。自然再生についていえば、施策の構想で何々とかを引き継いでいくものとする。情報発信についても、社会形成へのメッセージとしていくものとするというふうに、きちんと意識が書かれているんです。

地域の振興については、その辺は、何々とかが考えられる。考えられるというふうな表現になっている。これだと、再生計画となっているわけですが、地元の田子町としては、何か不安な部分があるのではないだろうか。

この資料8-6で検討の進め方についても、2番の地域の振興がきちんと出てきている部分が少ないなという気がします。情報発信とか、自然再生という部分に比べて、非常に難しいことなんだろうし、先ほど、石井委員から、どれだけどういうふうに盛られていくんだろうというふうな疑問もありました。

この辺をもう少し今の意識の中でいえば、どの程度までなのか。1番下なのか、上なのか分かりませんが、より具体的に県の考え方を表明できたらいいかなと思っています。

以上です。

古市会長： ありがとうございました。

多分、これは、大きな項目で書かれておりますので、これから協議していくというスタンスですので、その都度また、大久保委員、おっしゃっていただいたら、考えられるではなく、やりましょうという御意見も含めておっしゃっていただければいいと思います。

これは、本当に良いことを書いて、土地は提供しますとおっしゃっているんですね。情報も提供しますし、サポートしますよと。お金は別としまして、サポートしますよとおっしゃっているわけですから、是非、こういうことを全国に発信して、やりたいという人、出てこないですかね。というふうに私は思うんですけど。

それでは、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 環境再生の案につきましては、とても良いことが書かれていると思うのですが。ただ、この資料8-6の中にも、私共の原状回復対策の推進協議会の位置付けとか、そういうものをどこかに設けていただきたいというのが希望です。

古市会長： 前回はそういう御意見を頂戴しました。

宇藤委員： 前と同じことしか言えないんですが。

古市会長： 先ほど、ちょっと石井委員の方から確認していただいたんですが、この協議会では、諮問機関に準ずるということで、知事に助言もするんだというスタンスで、今、修復計画と同じように環境再生計画についても審議することが出てくる。

提案もできるという理解であるというふうになりましたので、多分、ここでそういう議論をしていけばいいんじゃないかなと。遠慮なくおっしゃっていただければいいと思います。これでよろしいんですね。

北沢調整監： そういうことなのですが、このペーパーの1番目の基本的な考え方の2段目の方の右側になりますが。検討の進捗状況に合わせて、検討内容を協議会に適宜提示し意見を聴くものとするということで、その位置付けについては、先ほど石井委員とのやり取りのとおりでございます。一応、この紙の中にもこういう形で書き込んでおります。

宇藤委員： ありがとうございます。

あともう1つは、田子の方にわざわざお越しになって説明をいただいたのですが、その現場の中に展示の施設とかという意見を申し上げましたら、やはり、予算的な面でとても厳しいので、これからはアーカイブというのでいろいろ日本全国、世界にも情報を広げていけるというような説明をいただきました。でも、私はまだ、アーカイブとか、そういうのはよく分からないので。

古市会長： まだ時間がございますので、22、23、24、3年ございますから、これからしっかり議論していきましょう。

それでは、井上委員と石井委員は言われましたが、何か追加ございますか。じゃ、お願いします。

井上委員： また似たような話になります。すいません。

アーカイブス、情報発信がやはり鍵になると思います。さっきの私の考え方の延長でいきますと、このアーカイブスは、今、メモリーが安い時代ですので、作ることはいとも容易に、いろんなことや凝ったものを作ることができるかと思いますが。特にウェブアーカイブスという意味でいえば。

ただやはり、活用されるアーカイブスにするというコンセプトは欠かせないと思うんです。使われて初めて意味のあるものになると思います。ただどんどん、資料が貯め込まれていく、巨大なアーカイブスがあるということで満足してはいけない。だから、使われる仕掛け、あるいは活用される仕組みというのをどうここに盛り込むか、この協議会での議論もそれに役立つように議論していくべきだろうと思っています。

それからもう1つ、地域振興は、この情報発信と裏表の問題だと、私は常々思っております。ここに書かれているのは、また別の観点でも書かれています。要は、田子町さんは、このアーカイブスだとか、情報発信を機会として利用すればいいんですよね。青森県もちろんですし、場合によっては岩手県さんも人のふんどしで相撲をとって、本当に利用すればいいんです。利用されていって、初めてこの情報発信も生きますし、地域振興にもなると思います。そういう視点で、是非、協議会では議論していきたいと思っています。

古市会長： ありがとうございます。非常に良いことをおっしゃっていただきまして、それを、マイナスをバネにして、プラスにブーンと跳び上がる良いチャンスなんですよ。

ですから、その情報発信が実は地域振興にもつながるんだというのは、この辺のアイデアは民間から聞いた方が良いかも分かりませんよ。民間は大変ですから、こけても、ただでは起きませんからね。

ですから、そのぐらいの気持ちで、こけたら、ああ、こけたね。もうしらんかったねというのではなしに、これを活かすんだという想いですよね。そういうことをおっしゃっているんですよ。

井上委員： ちょっと、今、連想しましたので申し上げます。今、トヨタがクレーム問題で存亡の危機にある状態ですね。おそらくそこに、我々、大きなヒントがあると思います。今、ダメージ、徹底的に世界で受けているわけですが、あそこから彼等がどう立ち上がっていくかという所に、おそらくヒントがあると思います。

古市会長： ありがとうございます。良いヒントをいただきましてありがとうございます。石井委員もひと言ありますか。

石井委員： 先ほど、予算措置といろいろ話がありましたけども、何と言いますか、今の修復事業と環境再生のバウンダリーというのは、必ずしも明確でないところもあるように思います。

これが環境再生をするに当たって、今日の資料8-6を協議するにしても、具体的な最終形にもお金が掛かることも確かなんですが、こういった途中の検討も、いろんな予算措置をしながら、いろいろ工夫しながらやっていくだろうと思います。

先ほど、1番最初の冒頭で、随分最近は、埋立処理ということが出てきて、トータルコストも埋立処分の方が安いということで、修復事業に掛かっている費用も少しずつ、言い方は変ですが、日頃の努力によって節約されている面もあると思うんです。

ですから、そういったものを、別に右のものを左に移すというのは、必ずしもできないとは思いますが、そういった県のトータルの予算の中で、今回の修復事業とこれからの環境再生ということをトータルで考えながら、いろんな予算措置をそろそろ考えていくような時が来たのではないかとということで、そういった検討も少しお願いできればと思います。

分かりやすく言うと、今まで修復のお金で少し節約部分があるのだったら、そういうことも加味しながら、トータルとして、この環境再生に掛けられるお金も少しずつ検討していただければいいかなというのが、ひとつの問題提起です。

古市会長： ありがとうございます。

税金を使っているということで、常日頃、節約に努めて、できるだけお金を掛けないで、効果を同じもの以上にしようというのは、努力されていると思うんですね。そういう意味で、コストが浮いた分については、全額とは言わないけども、もっとこれがプラスにいくように、そういうふうな配分もできないかと。そのような御意見ですね。

我々は、常に家庭で考える時は、お金がない部分は知恵を働かせてやりくりしますので、できるだけそういうやりくり、節約をモットーにさらに環境再生に向けた事業ができないかということ、これは国が出さないからいけないんですよね。国がこういう事業に対しても、お金を出してくれれば問題ないだろうと思うんです。

今度は溝江さんの方から。

溝江委員： まずは、本、ありがとうございました。後で読ませていただきます。

古市会長： どうぞ見てください。青森だけじゃなしに、青森・岩手だけじゃなしに、特措法で今、修復を行っている 12 事例について、アーカイブスで資料をまとめております。

先ほど、井上委員からもおっしゃっていただきましたけども、これは、まず、大変なのは、資料を集めるということなんです。いかに集めるか、これを整理するのは、ウェブ等でいろいろされていただけるんです。それをまた活用するところが問題なんです。

今、盛んに、それを集めておられるのが、県の実情だと思うんです。集めるのも非常に大変ですよ。でも、今までもう 8 年なりの経験がおありですから、それをしっかりまとめるというのが、ここで 1 番大事なことだと私は思いますね。余計なことを申し上げました、すいません、溝江さん、お願いします。

溝江委員： 昨年の 12 月 15 日、環境省が 2008 年度の産業廃棄物の不法投棄の結果について公表しました。その結果は、我々青森県民にとって非常に残念な結果で、統計をとり始めて以来、最高の残存量で、全国で 1,726 万トンにのぼって、撤去作業が不法投棄の発覚に追いつかないということで、今回のいろんな教訓から、日本人はモラルの低下があって、学んでいないなということを感じました。

やっぱり、県が今進めている環境再生事業の果たす役割はそういうこともあって、益々大きなものがあるし、一層、いろんな方法で周知していくことが大事だなということを感じました。

次にひとつ質問したいと思います。自然再生でも、次年度から試験植樹をするということですが、植樹が成功するためには、素人考えですが、よりよい土が必要ではないかと思いますが、来年度からの試験植樹で、何かの形で土を少し盛った上で植樹する考えなのか。あるいは全く土を入れなくて、あの跡地のままでやっていく予定なのか。その辺のことをまずお尋ねしたいと思います。

事務局： まずは、今年度基礎調査を実施するというご様子ですが、既に何ヶ所かは、地山が出ていますので、その土壌調査、例えば pH であるとか、電気伝導度であるとか、栄養分であるとか。そういったもののデータをとります。その上で、当然、植生基盤の改良、土を入れることが必要なのかどうかというものの検討もしながら、具体的には来年度、今年度の調査を基に、やり方については検討したいと思っております。

溝江委員： 実は、それを伺ったのは、八戸市のある新興住宅街で土をかなり削った所に植栽、木を植えたんですが、殆ど育っていないんですよ。ですから、やっぱり、削った所は、養分をあまり含まない土で、植樹には相応しくないなということを目の当たりにしていますので、今回の場合の植樹はどういう形でやるのかなという疑問があったものですから。

古市会長： ありがとうございます。

その辺も考慮しながらやっていくのが、トータルな植樹だと思いますので、ありがとうございます。

藤川委員、お願いします。

藤川委員： 資料 8-3 と 8-4 です。実は、前回の協議会の時に、植樹の話が出て、その時初めて田子町の町長さんが「えっ、平成 24 年にやれないんですか」と言って、非常に驚いた経緯がありまして、今回計画を見ましたら、植樹は平成 25 年からということになっておりました。

それで資料 8-3 を見ましたら、平成 23 年度末には、3 万本ものポット苗を県の方に譲渡できるとのこと。これを見まして、県と田子町との情報交換というのは、おかしいのですが、話し合いはなされているのかなというふうに感じたわけです。

それから、跡地に、例えば建物を建てて資料館にしたいという話もどれほどまでの資料館なのか、その金額というか、例えば、田子町の方では、プレハブでもいいから、そういうものを建てたいという意向があるのかもしれないし、県の方では、きちんとした鉄筋コンクリートの物を建てなければならないのではないかというので、予算が立てられないというものなのだろうかというわけで、非常に私は、県と田子町との話し合いというか、それがちょっとボタンの掛け違いみたいな感じで、ちょっとずつずれているのではないかと、今まで協議会に出席して感じたことでございます。

ですので、これから後、地元の方達の要望というものも十分に踏まえた上で、これからは話し合いをしなければいけないのではないかと感じております。以上です。

古市会長： はい、どうも。コメントでよろしいですね。

藤川委員： はい、コメントでございます。

古市会長： 町と県、先ほども非常に信頼しているというお言葉もございましたので、是非、今後も深く交流されて、良い方向につなげていただきたいと思います。
では、福士委員、お願いします。

福士委員： 計画とか、検討の進め方について、大筋で特に異論はありませんが、コメントとして、ちょっと短く3つほど。

資料8-6ばかりですが、8-6の1枚目の下、1番下に、例の植樹活動に周辺の観光等を組み入れるための検討というのがあるんですが、これはひょっとして、植樹が終わっちゃったら将来どうなるんだろうなど、素朴な疑問があつて、そういう時に体験学習とか、観光とかというのも、ずっと先の話でしようけども、これもちょっと考えないといけないかなと。これはもっと先で結構です。

それから2枚目ですが、2枚目の1番下に四角が2つほどありますが、例のテーマ別にいろいろ素材を整理されるということですが、これは相当工夫しないと、先ほど井上先生もおっしゃいましたように、活用されないし、はっきり言って現場は、これは日本、少なくとも日本のごみとか環境問題の縮図といたしますか、その結果で起きたような現場ですので、相当幅広くいろいろやらなきゃいけないのではないかということです。その都度、意見は言っていくつもりです。

それから、廃棄物のサンプルを整備するということですね。これは、私、前々から思い入れがありまして、これが非常に展示の大きな目玉になろうかと思うんです。ですから、これは、ケチなことを考えて、ポロポロと並べるだけじゃなくて、ダーと、三内丸山級とまでは言いませんが、平成のごみの断層を示すというような感じとか、そういうことまで一応、ご検討された方が良いというのが、以上、コメントでした。

古市会長： ありがとうございます。コメントとして。

多分、今、福士先生がおっしゃっていただいたのは、廃棄物のサンプルだとか、情報をいかに活用していくかという話。これは、前例としては、豊島の方ではかなりやられていますので、そういうものも参考にされながら、検討していきたいと思っています。

澤口さんもお願いします。

澤口委員： 今日は、参加して非常に良かったなと思って、今、内心、井上先生のお言葉とか、古市会長がおっしゃってくださったことを踏まえまして、今、町長とは内々には話をしていたんですが、やはり議会、この事件の前の田子の議会と全く同じ状況になっているんですよ。何も動かない。何の議題も出さない。だか

らやっぱり、議会の方に少し出して、今、町自身がどうするか、もう1回問われているんだよということをやっつけていこうと思っています。

古市会長： 非常に心強い御意見をいただきました。ありがとうございます。

やはり、意思決定、皆が選んだ議会ですから、議会で決めていくことは非常に重要だと思うんです。是非、そういうところにもインプット、よろしく願います。

以上で大体御意見を伺いましたので、この環境再生計画（案）につきましては、今日で審議するのは終わりですので、この協議会としては、これで一応フィックスさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

この後は、幹事会か何か、庁内で決定されるんですね。

北沢調整監： 3月1日に県の中の推進本部という部局長クラス、副知事をトップにした部局長クラスの組織がございますが、その中でオーソライズした後、知事の決裁をいただいて、策定完了ということになります。

古市会長： 分かりました。検討の進め方につきましても、今、多くのコメントと御意見をいただきましたので、そういうものを踏まえまして、今後引き続き、協議会の始めには、蝦名副知事の方からも引き続きご検討くださいというふうにおっしゃっていただきましたので、是非、これからも毎回議論したいと思います。

最後の私のコメントはしませんが、この線に則ってやるということでもよろしいですね。よろしいですね。ありがとうございます。

では、時間があまりございませんが、環境モニタリングの方はしっかりやっているということですので、忘れられないようにするために「やっていますよ」ということを皆さんに御報告しないと駄目ですので、21年の調査結果を踏まえての22年度の環境モニタリング計画（案）について、ご説明いただけますでしょうか。よろしく願います。

事務局： それでは、資料7-1と7-2になりますが、7-1は、平成21年の環境モニタリング等調査結果につきましてはです。

水質モニタリングでは、一部の地点で基準等を超えておりますが、周辺では問題なく、前回の中間報告と大きく変わりませんので、今日は時間がありませんので省略させていただいて、5番の所、浸出水処理施設モニタリングについてですが、これは平成21年の3月よりバイパス運転を行っておりますが、放流水は計画処理水質を十分に下回っております。ということをつけ加えさせていただきます。

では、資料7-2の方をお願いいたします。

まず、水質モニタリング計画についてですが、調査地点等は、今年度と同様になります。②の調査回数及び調査項目については変更がありますので、(2)の方に詳しく説明してあります。最後のページ、水質モニタリング計画については、こちらの表をご覧ください。

赤字が昨年度からの変更になります。主に6回以上のものの重金属、あと揮発性有機化合物を4回にしております。理由等については、本文の方に詳細に載せてありまして、資料7-1の方の33ページからが、参考となるグラフになります。

結果を申しますと、これまでの検出状況から見て、今まで殆ど検出されていないものと、鉛、周辺地下水において、これまで環境基準を超えたものは、土壌が混入したことが原因であるということが分かっておりますので、それについて、4回にしたものであります。

項目を見ますと、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンについて、環境基準に追加されましたので、追加しております。地下水についてはこの両項目、表流水については、1,4-ジオキサンのみの追加となります。ア-3についての位置付けは、表流水となっておりますが、汚染状況把握のために、どちらも調査することといたします。

黒字で、まだ6回や12回になっているVOC等、変更していない地点は、ア-25のように、いろいろ検出されている地点。また、周辺では検出はされていないのですが、まだこのまま監視を続けていくべき地点と考えたものは、変更しておりません。

また、右端の方で塩化物イオン、電気伝導率といったものは、汚染の指標となると考えておりまして、減らすことはせず、pHやホウ素についても、このままで監視を続けていきたいと考えております。

また、これらに異常な値が出た場合には、柔軟に対応していきたいと考えております。

簡単ではございますが、水質モニタリング計画案については、以上です。

次に本文の3ページに戻っていただきたいのですが、7-2の3ページでございます。

2の有害大気汚染物質モニタリング計画については、今年度と同様で考えております。

3の大気汚染物質モニタリングについては、地点と回数については、今年度と同様ですが、新しく微小粒子状物質の環境基準が追加されたことから、項目を追加することとしました。この物質は、発生源として、ディーゼル排ガス等が考えられておりまして、この調査の目的を踏まえまして、というのも、県境

産廃車両の周辺への影響調査が目的でありますので、この項目を追加することとしました。

そして、最後に4の騒音振動についてですが、ここだけ資料7-1の38ページをご覧いただきたいと思います。

38ページのグラフ、ご覧いただけましたでしょうか。

青い点線、横棒の点線が、これは参考の環境基準となっております。これら3地点については、騒音振動の規制地域ではありませんので、参考までの環境基準となります。赤の折れ線が騒音になります。水色の縦棒が全体の交通量、往復分です。緑色が県境の運搬車両の往復分になります。

ご覧のように、真ん中の関地区では、県境の車両は通っておりません。ですが、いずれの地点でも環境基準を超えるような騒音とはなっておりません。関地区においては、バッググラウンドとしてのデータが、もう十分蓄積されたと考えまして、22年度からは廃止をし、上郷と田子地区の2地点で年4回の調査を行いたいと考えております。

駆け足で申し訳ありませんが、以上が平成22年度の環境モニタリング計画(案)についての説明となります。終わります。

古市会長： ありがとうございます。

時間がない中で要領よくご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

如何でしょうか。21年度の調査結果につきましては、今までと同じような傾向であるということですね。こういうものを踏まえて、次年度の水質、それから大気汚染物質、大気モニタリング、それから騒音ですね。こういうものの調査を行いますということです。幾分、水質の方では、環境基準等の追加が告示されておりますが、そういうものを追加していただいたということ。回数等が十分安全な場所については、減らしてもいいのではないかとということで、減らした項目というものをご説明いただきました。

如何でしょうか。何かご質問等、ございますか。ご検討いただく時間が短くなって恐縮で申し訳ないんですが、何かお気付きの点がありましたら、福士先生、如何ですか。ないですか。

福士委員： ないです。

古市会長： 大久保委員、如何ですか。よろしいですか。

大久保委員： ないです。

古市会長： ありがとうございます。

それでは、平成 22 年度の環境モニタリング計画（案）については、ご承認いただきました。

以上で報告事項、協議事項は終了しましたので、その他事項で何かご説明、事務局の方でよろしくをお願いします。

事務局： それでは、資料 9 をご覧ください。

第 32 回協議会の開催についてです。来年度の第 1 回目は、5 月 22 日に、ここアスパムの 5 階あすなろで開催したいと思います。

なお、平成 22 年度も 5 回程度の開催を予定しております。それらの日程につきましては、次回の協議会の際にご案内する予定としております。

以上です。

古市会長： ありがとうございました。

これは、一応、次回だけ決めておけばいいのですよね。次回にそれ以降に今後の日程を示すということですね。

以上で今日の予定されました議題等は全て終了しました。何か最後に発言したいということ、ございますか。特段、ございませんか。

では、この協議会を閉じたいと思います。それでは、事務局の方にマイクをお返しいたします。よろしくをお願いします。

司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には、長時間にわたりご熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。